

## 地域脱炭素専門人材育成支援事業委託業務処理要領（案）

この要領は、北海道（以下「委託者」という。）が、〇〇〇〇（以下「受託者」という。）に委託する「地域脱炭素専門人材育成支援事業委託業務」を円滑かつ効率的に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

### 1 委託業務の名称

地域脱炭素専門人材育成支援事業委託業務

### 2 委託業務の目的

地域脱炭素に関する事業を検討する道内自治体を対象に、地域が主体となって事業を推進するための専門人材の育成を目指し、地域脱炭素事業に関する研修を行う。

### 3 委託業務の内容

受託者は次の(1)～(4)に掲げる業務を行うこと。

#### (1) 計画準備

業務実施に際し必要な計画及び準備等を行い、業務計画書を作成し道に提出すること。

#### (2) 研修会の実施

北海道内自治体職員に対し、地域脱炭素に関する研修会を実施すること。

##### ① 参加者募集説明会の開催・運営

本研修会は、地域脱炭素に関する技術的知見の蓄積を目的とした実践的な内容となるため、研修会の趣旨や開催方法を事前に説明する場を設け、その上で参加者募集を行うこと。

##### ② 総論編研修会の開催・運営

専門人材は、脱炭素に関する総合的な知見を有することが必要であるため、総論を理解することを目的とした研修会を実施すること。脱炭素の意義や潮流、下記に掲げた項目に関する知見を得られる内容を基本とし、さらに専門人材として必要な内容がある場合は、その内容を提案し実施すること。なお、市町村間の繋がりを重視することから、現地での開催を基本とする。

実施回数：現地開催1回以上。復習や予習等に関しては、オンライン等での実施が可能

必須項目：太陽光発電、次世代自動車、熱利用、ZEB/ZEH/省エネ、国や道の補助事業

##### ③ テーマ別実践編研修会及び現地視察の開催・運営

参加者に以下3テーマへの参加意向を確認し、テーマに分かれて研修を実施すること。なお、研修には、先進事例への現地視察を実施することとし、先進地は提案を行うこと。また、参加者が効率的に研修に参加できるようなスケジュールで企画することとし、研修会場から視察先まで及び視察先での移動手段を含め手配を行うこと。

各テーマ：20名程度（10自治体想定）※複数テーマへの参加も可とする

実施回数：3テーマ×研修会（現地視察含む）各1回

テーマ：①太陽光発電 ②次世代自動車 ③ZEB/ZEH/省エネ

##### ④ 個別フォローアップの実施

テーマ別実践編に参加した市町村職員に対し、自らの市町村における具体的な事業化計画を作成する等に対し、個別支援を行うこと。希望する各市町村には1回以上訪問することとし、その他のフォローはオンラインで実施することも可能とする。

##### ⑤ 意見交換会の開催・運営（1回以上）

参加者が得られた知見等をもとに意見交換を行い、対話型で交流・ディスカッションを実施できる交流会を行うこと。市町村間の繋がりを継続できるような会を運営すること。実施方法や内容、時期等は提案すること。

(3) 打合せ協議

定期的に道との打ち合わせを実施すること。なお、打ち合わせを行った内容は、10日以内に議事録を作成の上、道に提出すること。

(4) 成果品の提出

ア 電子媒体（CD-R）1部及び紙媒体（A4版）2部

イ 提出期限 令和6年3月8日（金）

エ データは再編集可能な形態で提出すること。

ウ 原データは参考資料として巻末に含めること。

4 提出書類

(1) 契約締結後、受託者が契約書第4条及び第6条に基づき提出する書類は次のとおりとする。

- ・業務処理計画書（別記第1号様式）
- ・業務処理責任者（管理技術者）等選定通知書（別記第2号様式）

(2) 受託者が契約書第11条に基づき委託業務完了後に提出する実績報告書等は、次のとおりとする。

- ・実績報告書（別記第3号様式）
- ・収支積算書（別記第4号様式）

(3) 受託者が契約書第13条に基づき概算払請求の際に提出書類は次のとおりとする。

- ・委託料概算払請求書（別記第5号様式）
- ・収支計画書（別記第6号様式）

7 その他

この要領に定めがない事項については、必要に応じ、委託者と受託者が協議の上定める。